

しらかわ

shirakawa

議会だより



第3号

平成26年10月10日
発行

(平成26年度 第3回議会定例会より)

CONTENTS

9月定例会の報告	2	特別委員会からの活動報告	8
9月定例会 一般質問	3	歴史のとびら	10
議会の予定	7	編集後記	10



白川村

shirakawa village

議会広報



9月定例会は、平成26年9月18日から30日までの会期で開かれ、議会報告4件、人権擁護委員の諮問1件、議案26件、意見書の採択2件を慎重に審議し、原案どおり可決しました。

◆9月定例会

(平成26年9月18日～30日)

議会報告(4件)

平成25年度財政健全化判断比率の報告

◎白川村代表監査委員より

平成25年度大白川温泉観光株式会社の経営状況の報告

◎地方自治法の規定により、収支は黒字で健全経営であると状況の報告を受けました。

平成25年度一般財団法人白川村緑地資源開発公社の経営状況の報告

◎地方自治法の規定により、事業収入・入園者数等全般的に低調であると報告を受け、業務改善等の努力を求めました。

平成25年度一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団の経営状況の報告

◎地方自治法の規定により、基金を活用した世界遺産合掌造り集落整備事業及び村受託事業が適正に運営をされている報告を受けました。

委員の諮問(1件)

人権擁護委員の推薦

◎任期満了(H26.12.31)により、新谷保雄さん(68歳)を適任者(再任)として答申しました。(任期H27.1.1～H29.12.31 3年間)

被表彰者の同意(1件)

白川村自治功労者表彰条例に基づく被表彰者の同意

◎白川村食生活改善協会 在職35年(うち会長職35年)

白川村平瀬303番地の33

坂上多賀子さんについて長年の

功績を認め、表彰は妥当であると判断しました。

委員の選任(1件)

白川村教育委員会の委員の任命同意

◎任期満了(H26.9.30)により、倉嘉宏さん(62歳)を適任者(再任)として同意しました。(任期H26.10.1～H30.9.30 4年間)

条例の改正(3件)

白川村税条例等の一部改正

◎改正の主なもの、

・地方税法改正により

・法人税割が12.3%→9.7%へ

(H26.10.1以後に開始する

事業年度の法人から適用)

・軽自動車税の税率の見直し

原付50cc以下

1,000円→2,000円

原付50cc超→90cc以下

1,200円→2,000円

原付90cc超→125cc以下

1,600円→2,400円

ミニカー

2,500円→3,700円

軽二輪125cc超→250cc以下

2,400円→3,600円

雪上車

2,400円→3,600円

小型特殊(農耕作業用)

1,600円→2,400円

小型特殊(その他)

4,700円→5,900円

小型二輪(250cc超)

4,000円→6,000円

※以上は平成27年4月1日登録があるものから適用されます。

三輪

3,100円→3,900円

四輪乗用 営業用

5,500円→6,900円

四輪乗用 自家用

7,200円→8,000円

四輪貨物 営業用

3,000円→3,800円

四輪貨物 自家用

4,000円→5,000円

※以上は平成27年4月1日以降に新車登録されたものから適用されず。

★詳しくは10月の村広報に掲載してあります。

白川村積立基金条例の一部改正

◎岐阜県消防操法大会の終了に伴い同運営基金を廃止する改正を行いいます。

白川村起業立地促進条例の一部改正

◎事業者に対する助成措置として、事業所等立地助成及び事業所等借上助成金を新たに追加し、交付要件や助成金額の変更も併せて改正を行いました。

契約の締結(1件)

土地の取得について

静岡県浜松市中区砂山町

325番地の6

浜松ホトニクス株式会社

土地の表示

白川村大字鳩谷字寺尾

667番地他4筆

23,311㎡

取得価格

38,262,096円

計画変更(1件)

白川村過疎地域自立促進計画の変更

◎過疎地域自立促進特別措置法の規程により、荻町地区公園整備事業、起業支援事業、荻町中

央幹線舗装補修事業、村道荻町

鳩谷舗装側溝改修事業、村道補

修事業、消防救急デジタル無線

整備事業、防災グラウンド照明

改修事業、新白川診療所移転新

修事業、旧白川小学校体育館改

修事業の9事業を新たに計画す

るための変更を行いました。

計画策定(1件)

御母衣辺地総合計画の策定

◎辺地に係る公共施設の総合計画のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、村道

木谷稗田線落石対策事業を新た

な策定を行いました。

平成25年度決算の認定

(一般・特別合せて8会計)

白川村一般会計歳入歳出決算の認定

白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定

白川村温泉開発特別会計歳入歳出決算の認定

白川村白弓スキー場特別会計歳入歳出決算の認定

白川村公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定

白川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

白川村監査委員(代表監査委員

根尾俊道さん、議会選任監査委員

川田裕さん)から決算監査に対

する報告を受け、決算特別委員会

に付託し審議しました。

概ね所期の目的は達成されてい

ると判断しました。しかし、収納

状況(滞納額)や不用額(一部)

について改善を求めました。

※詳しくは、平成27年11月発行の

村広報に掲載いたします。

平成26年度補正予算(8会計)

白川村一般会計補正予算(第2号)

補正額 147,081千円増額

(補正後、3,371,721千円)

主な内容(1千万円以上)

【歳入】

地方交付税のうち、普通交付税

163,311千円増額

繰入金のうち、財政調整基金繰

入金 40,000千円減額

小水力自家発電所基金繰入金

13,222千円増額

諸収入のうち、白山林道料金徴

収等管理事業費 20,000

千円増額

村債のうち、臨時財政対策債

19,394千円増額

商工債(過疎債及び辺地債)

16,400千円減額

教育債(過疎債) 19,000

千円減

【歳出】

1. 総務費のうち、寺尾土地購入

事業 40,000千円増額
※世界遺産緩衝地帯の景観保存を目的に民間所有地を購入します。

2. 総務費のうち、財政調整基金積立金 90,000千円増額
※地方交付税収入額が確定したことにより、予算残額を同基金に積立を行います。

3. 衛生費のうち、国保直診特定特別会計繰出金 16,399千円減額
※新白川診療所建設事業に係る財源の一部に過疎債を充当します。

4. 農林水産業費のうち、白山林道管理一般経費 20,000千円増額
※白山林道管理事務所等の一部改修を実施します。

5. 商工費のうち、小水力発電所施設管理経費 13,222千円増額
※小水力発電に係る全量売電に伴い、基金積立の会計を変更します。

6. 土木費のうち、社会資本整備総合交付金(維持管理) 20,000千円減額
社会資本整備総合交付金(新設改良) 20,000千円増額
※入札結果及び、国庫補助金の内示額により事業内容の一部を変更しました。

7. 予備費として、46,392千円減額
※歳入歳出それぞれの額が見込まれたため、適正な予備費額に調整しました。

白川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
事業勘定の部
補正額 534千円増額
(補正後、197,879千円)
主な内容(1百万円以上)
【歳入】
・該当なし
※保険料等滞納繰越額を増額しました。

※前年度支払基金の精算に伴い返

還金を計上しました。
直診勘定の部
補正額 2,801千円増額
(補正後、208,358千円)
主な内容(1百万円以上)
【歳入】
1. 繰入金のうち、一般会計繰入金 16,399千円減額
※新白川診療所建設に伴う財源の一部に過疎債を充当することにより減額します。

2. 村債のうち、医療用機械整備事業債(過疎債) 1,800千円減額
※医療用機械整備事業に過疎債の充当から一般財源に変更しました。

3. 村債のうち、新白川診療所移転新築事業(過疎債) 21,000千円増額
※新白川診療所移転新築事業に係る財源の一部を過疎債に変更しました。

1. 総務費のうち、新白川診療所移転新築事業 2,470千円増額
※診療所建設に係る設計変更に伴い工事費用の増額です。

白川村簡易水道特別会計補正予算(第2号)
補正額 2,700千円増額
(補正後、70,059千円)
主な内容(1百万円以上)
【歳入】
1. 繰入金のうち、一般会計繰入金 2,700千円増額
※配水管修繕工事より財源を確保するための増額です。

1. 総務費のうち、施設管理経費 2,700千円増額
※配水管の布設替え工事に係る工事費の増額です。

白川村温泉開発特別会計補正予算(第2号)
補正額 10,822千円増額
(補正後、81,422千円)
主な内容(1百万円以上)
【歳入】
1. 繰入金のうち、小水力自家発電所基金繰入金 10,822

千円増額。
※前年度決算に伴い、繰越金額が確定したことによる減額です。

千円増額。
※前年度決算に伴い、繰越金額が確定したことによる減額です。

1. 総務費のうち、一般会計繰出金 10,822千円増額
※特別会計による基金を一般会計に移行するための増額です。

白川村白弓スキー場特別会計補正予算(第2号)
補正額 520千円増額
(補正後、26,520千円)
主な内容(1百万円以上)
【歳入】
・該当事業なし
※グレンテの一部に土石流が発生したことにより修繕に係る財源の増額です。

【歳出】
・該当事業なし
※グレンテの一部に土石流が発生したことにより修繕費用の増額です。

白川村公共下水道特別会計補正予算(第2号)
補正額 4,800千円増額
(補正後、146,047千円)
主な内容(1百万円以上)
【歳入】
1. 村債のうち、特定環境保全公共下水道事業債 4,800千円増額
※白川クリーンセンター電気設備の更新に係る財源の増額です。

【歳出】
1. 総務費のうち、特定環境保全公共下水道事業 4,800千円増額
※白川クリーンセンター電気設備を更新することにより経費の増額です。

白川村介護保険特別会計補正予算(第2号)
補正額 350千円増額
(補正後、196,124千円)
主な内容(1百万円以上)
【歳入】
・該当なし
※介護サービス給付費に係る支

出

私基金交付金を財源充当するため等の増額です。
【歳出】
予備費のうち、予備費 1,040千円減額
※歳出事業の増額補正に伴い、予備費を取り崩しました。

白川村公共下水道特別会計補正予算(第3号)
補正額 増減なし
(補正後、146,047千円)
主な内容(1百万円以上)
【歳入】
村債のうち、下水道事業債 0千円
※下水道事業に係る財源として下水道事業債の一部を過疎債に変更しました。

【歳出】
・該当なし

議会より
条例の改正(2件)
白川村議会の議員定数を定める条例の一部改正
○次期一般選挙から議員定数8名から7名とする改正を行いました。
※詳細については、8、9ページに記載されています。

白川村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正
○次期一般選挙から議員報酬を増額する改正を行いました。
※詳細については、8、9ページに記載されています。

意見書の提出(2件)
手話言語法制定を求める意見書の提出
○衆参両議院議長、内閣総理大臣等に対し手話が言語であることが広く国民に理解され、具体的な施策が普及することを求める意見書を提出しました。

軽度外傷性項損傷の周知及び防災認定基準の改正などを求める意見書の提出
○衆参両議院議長、内閣総理大臣等に対し防災認定基準の改正、新規判別方法の導入などを求める意見書を提出しました。

提出



大田議員

ふるさと創生・地方創生について
地域ぐるみで助け合う村づくりについて
いつまでも住み続けたい村へ

Q 昭和63年に各自治体に「ふるさと創生1億円事業」として、交付された交付金の当時の村の使用状況は

A 白川郷イベント機材購入事業、荻町合掌集落窓明り設置事業、白川郷マスタープラン策定事業、ふれあい人づくり事業、特産品展示と展望ハウス整備事業、国道沿道街路灯設置事業、合掌集落保存基金と保存対策事業の7事業に1億円を投資しました。

Q 第二次安倍改造内閣において地方創生大臣が誕生し「まち・ひと・しごと創生本部」が立ち上がり、頑張る自治体には交付金が交付されると聞かれますが、白川村として早急に検討すべきと考える

A 現段階で国からは通達はありませんが「まち・ひと・



しごと法案要綱」により判断をしますと、六次産業化や企業誘致等現在実施しています施策に該当すると思われるため、国の確な情報を収集し対応したいと考えています。

Q 最近白川村において、独居老人世帯で孤独死があった。地域全体で声掛けなどの体制づくりを進めるべきと考える

A 地域全体で声掛けする体制づくりこそが孤独死の再発防止に繋がると考えています。村と民生員では、①民生員等がお年寄りの見守り強化する。②村の緊急通報装置を活用し試験的に月2回以上のお伺い電話を実施する。③区長会を通じて見守りの周知と啓発を促すことを協議し実行することとしました。

Q 早いもので来年は選挙の年となるが、成原村長は引き続き村政運営に取り組んでいくのか

A 村民の皆さんや議会の皆様のご信託を頂けるのでありましたら、更なる村づくりに向かってまい進したいと思っています。



小坂議員

白川郷学園 児童・生徒に
対するスポーツ支援について

Q 社会スポーツの一環として、村の児童・生徒が村外スポーツクラブへ通うための支援、全国大会などの上位大会に出場する支援、村に住所を有する高校生や大学生に対し、報償金(激励金)や懸垂幕(横断幕)の行政支援があるべきと考えるが村の考え方は

A 現在の村の取組みとしまして、JSC(ジュニアスポーツクラブ)連絡協議会(9団体所属加入者数99人)へ補助金や指導者報償、助成金、激励懸垂幕等の実施と中学生へ補助金などを交付しています。一方、激励金については村に制度化されていませんので、近隣自治体を参考としながら検討を進めます。





高桑議員

白川村消防団の県大会出場について 寺尾土地購入箇所の土地利用について

Q 村消防団は行政との取り決めにより、3年に1回の割合で岐阜県消防操法大会に出場している。取り決め当時は単独村として財政的な面を考慮したことは云うまでもない。しかし、県大会は自動車ポンプと小型動力ポンプが隔年で実施されており、現実的には6年に1回の出場機会となる。現在のままでは、多額予算を費やしたことが無駄になってしまうと感じる。消防団活動は人と知恵の積み重ねであり、大会に出場するのであれば継続することが重要であると考ええる

A 3年に1回の出場は行政ではなく消防団の方針として決定した事項ですが、団長以下村消防団員が出場年数を変更することに對し協議し、決定されるのであります。もし変更も検討します。

Q 寺尾地内の土地を村外地権者より購入することとなったが、今後の活用方法について



A 世界遺産のバッファゾーンである寺尾地区は、緑地地帯として活用することが大原則となっており、土地利用の面では非常に制約された課題の多い地区と認識しています。現時点での活用方法につきましては、茅の自生地に適していると判断していますので、茅場造成地を計画していますが、最善の活用方法がありましたら皆さんと協議し決定したいと考えています。



松井議員

村財政にかかる決算監査内容と 留意点について

Q 監査意見書で注目されるのは税等の滞納額で、平成25年度は前年度より2,332千円増の14,139千円という結果となった。今後、村における滞納の防止策の考え方は

A 村の収納率（H25年度 98.57%）は、飛騨3市に比較し高いと認識しています。しかし、税等の公平性の観点から完納が原則でありますので、行政として収納を担当する課が連携し収納率を少しでも向上されるよう努力しています。また、県税事務所などの助言を頂き、差押え処分や水道や温泉の給水（湯）停止なども講じています。今後とも100%完納をめざします。

Q 憲法30条では「国民は納税の義務を負う」と定められている。平然と滞納を繰り返す者がいるために、真面目（正直）に納税する者の意思を阻害することも十分考えられる。今後、村民等に課税対象と納税という認識と理解を高めるための啓蒙活動等を重視するとともに、納税の公

A 平・公正・平等性のある村づくり、ひいては、これが共存共栄の村づくりに繋がる。こうした点について所見を聞きたい

A 村民や村事業所では、負債や業績の悪化・収入減少による生活の困窮などにより納税が厳しい状況下にある方も存在します。分納などの各種手段を講じながら、滞納額を減少させたいと考えています。

Q 平成25年度の滞納・未納者数、滞納の主な原因、滞納整理業務の状況とその成果について

A 滞納状況の平成25年度では、個人住民税41件、法人村民税20件、固定資産税42件、軽自動車税13件、入湯税1件となっております。





上手議員

地域の独居高齢者について 防災計画について 少子化対策について

Q 現在白川村の65歳以上の独居高齢者は57人と聞いている。情報通信網が発達している現在において、インターネット等で毎日会話ができるシステムが構築できないか

A 有効な手段であると考えますが、高齢者等の中にはパソコンやタブレットなどの電子機器に不慣れ方も多く、また、お伺い電話などで干渉されることを快く思わない方もお見えます。更に、導入に対する経費的な面も課題であります。今後は、家電製品による安否確認も視野に入しながら、全国的な動向を注視し導入の可能性を模索していきます。

Q 地域座談会においても全国的に発生する豪雨災害が話題となり、村民の防災意識が高まっていることはご承知の通りである。災害が発生した場合、自分の命は自分で守ることは云うまでもないが、最近耳にするタイムライン（事前防災）を活用し、災害が起こる前に対処する方法について

A タイムラインは台風の上陸など予め災害が予測される場合、被害を最小限とするため、時間軸



に沿って行動計画を立てるものであります。全国的に取り入れている自治体は少なく、ようやく岐阜県でも風水害に対するタイムラインが施行的に示されました。村では、タイムラインではなく、ダム放流に対する情報の共有が必要であると考え、ダム放流懇談会において電力会社と情報を共有することを確認し、役場内部で村民皆さんに最新の情報提供ができるようマニュアルを改善したところです。

Q 白川村の保育料は第三子から無料となっております。人口が減少する中で、村民に沢山の子どもを育ててもらうため、第一子からが理想だが、せめて、第二子から無料に出来ないか

A 現在、保育園では第二子を21名、第三子を12名お預かりしています。少子化問題の抜本的な解決策となるのであります。第二子を無料にすることは十分検討の余地があります。また、子どもに対する高度教育（高校・大学進学）が負担となる場合も考えられ、その支援に対し考慮することも必要だと感じています。



森崎議員

白川村のふるさと納税について

Q 最近の自治体では、寄付をした方に地域の特産品を贈る自治体があり、一部の自治体では、特産品目当ての寄付件数相当数増加したという自治体も見受けられる。本来ふるさと納税制度は地方から都会に出た方がふるさとに想いを馳せ、又は、白川村のような小さな自治体が頑張っているため少しでも応援しようと思うので、納税という寄付をすることが基本であり、特産品目当ての寄付というのは疑問を感じる場所である。白川村は平成20年度からふるさと納税制度を導入していますが、現在納税していただいた方に対するお礼や金額の現状について

A 保存基金に毎年寄付いただいた方には、しんがいが結米1kgを呈呈しています。少額方に対してはお礼状のみですので、ふるさと寄付金と足並みを揃えたいと考えています。

Q 白川村は特産品開発を進めているが、特産品開発とふるさと納税のお礼をどのように関連付けるのか

A 村では、ブランド認定委員会を設置し村の特産品開発を進めています。認定された特産品をお礼として進呈したいと考えています。



人口流出を防止するために「住み慣れた地で働き安定した家庭を構築する社会の実現を目指す」提言がなされた。こうした取り組みが進む中で、白川村は少子高齢化や人口増



川田議員

村の人口減少対策について



日本の人口が現状を推移すれば、2040年には自治体が半分減少するとのデータがある。これを受け日本政府は「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、2015年予算の公共事業を一割削減し地域創生に係る特別枠を設けるとされている。一方、全国知事会においても少子化に対する非常事態を宣言し、



加策として6次産業化や企業誘致を積極的に進めており、一部においては成果も見られてきているが人口減少の抜本的な歯止めには至っていない。国や県の地方創生の動向について、行政としてどう考えているのか

地域創生については、東京圏に集中する人口を抑制し、地方において住みよい環境を確立し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する目的で創設されました。村としましても、喫緊の課題に対応し単独村として健全な村政運営をすることが重要であると考えます。しかし、国においては地域創生とは真逆の道州制の動きもあますので、推移を見守り是非でも阻止したいと考えています。また、人口減少につきましても、雇用と居住をセットにしながら、様々な施策を講じて行きたいと考えています。

白川村議会議員月別行事等予定

10月

October

日付	行 事	出席者
6日(月)	「木の日」の統一要望	議長
7日(火)	岐阜県知事要望・議会臨時会	全員
8日(水)	総務産業常任委員会(現地視察)	全員
14日(火)	県町村議会議長会 定期総会、正副議長研修会	正副議長
15日(水)	白川八幡神社参拝 どぶろく祭り鑑賞会	議長 正副議長
17日(金)	第2回飛騨農業共済事務組合議会	議長、上手総長
18日(土)	JAひだ農業まつり	議長、上手議員
21日(火)	関市議会・白川村議会交流懇談会	全員
23日(木)	南砺市議会・白川村議会交流懇談会	全員
25日(土)	ロングトレイルフォーラム	全員
28日(火)	岐阜県農業会議 常任会議員会議	上手議員
29日(水)	佐賀県議会 行政視察	議長

11月

November

日付	行 事	出席者
1日(出)	南砺市合併10周年記念式典	議長
3日(月)	白川村表彰式	全員
6日(木)	議員懇談会	全員
12日(水)	第58回全国町村議会議長大会	議長
17日(月)	第3回市町村議会議員特別セミナー	森崎、川田、高桑
20日(木)	飛騨市・白川村議員協議会	
26日(水)	飛騨地域議員研修	全員
28日(金)	岐阜県農業会議 常任会議員会議	上手議員

12月

December

日付	行 事	出席者
1日(月)	県町村議会議長会 評議員会	議長
2日(火)	(予定)議会運営委員会	全員
4日(木)	全国農業委員会会長代表者集会	上手議員
10日(水)	(予定)議会定例会(初日)	全員
15日(月)	岐阜県農業会議 常任会議員会議	上手議員
17日(水)	(予定)議会定例会(最終日)	全員
22日(月)	(予定)議員懇談会	全員



議会改革特別委員会 平成26年7月

議員定数及び報酬に関する最終報告書

議員定数 現在の8名から7名へ

◆はじめに

平成16年頃から本格化した「平成の大合併」により、岐阜県においても99市町村から42市町村となり、現在に至っている。この大合併は、自治体の行財政改革を柱の一つとして行われた結果、合併をしなかった町村でも議員定数や議員報酬が「減」ありきで見直されてきた。

その後、北海道の栗山町議会が始まった「議会基本条例」の制定による議会改革の波は、日本の多くの市町村を飲み込み、岐阜県においても北方町が先駆けとなり、飛騨市や高山市でも制定され、市民に対して議会の存在感を示している。

白川村議会においても、議員間協議の中で議員定数増減の話題は出てきたが、議員定数は、平成15年の4月に現在の8名（2減）となり、議員報酬は、平成10年に正副議長及び議員が月額5,000円増となり、現在に至っている。

◆議員定数、報酬の見直しについて

①基本的な考え方

議会基本条例の必要性の有無、議会活動の見直し及び調査点検を進めるべく、平成22年より、村民との懇談会を毎年1回（2日間）実施し、村民との対話を通じ問題点を検証し、三重県伊賀市議会へ議会改革に関する視察研修や、全国町村議会の役員を講師に勉強会の実施等、5年間に渡り調査研究を進め、平成25年には、議会改革特別委員会を設置（4人）、平成26年には議員8人の組織として今日に至っている。

委員会の中や議員間協議の中で、幾つかの考え方は議論されて来たが、これまでの村民との懇談会で出た意見も鑑み、案をまとめた。

今後、この案に対して議会改革特別委員会で方針をまとめ、白川村報酬審議会へ議案提出後、9月定例議会で最終的な議員定数及び報酬を決定し、平成27年3月議会において、「白川村議会基本条例」の制定を目指すものである。

②検討の経緯

村議会は、合議制の意思決定機関として、村民の多様な声を十分に村政に反映し、二元代表制の下で村政に対する監視機能を果たすという重要な役割がある。また、少子高齢化による高齢化率の上昇と人口の減少問題は、国の根幹をも揺るがす大きな問題となっている。そうした事態に際して、議員の活動は多岐に渡り、従前の議員活動では、村民の付託に十分答えられないことも予見される。単純に、議員という職業で家庭を支える程の財政出動は、白川村では到底無理であり、当然村民の理解は得られない。

村の未来を語る時、一番必要なものは若い力であります。10年、20年先の村の姿を責任を持って描ける議員力、また、強い信念と責任を持って村の生い立ちや先人のご尽力を、次世代に繋ぐ先輩の議員力。こうした議員が育つ環境を持った議会形成を目指し、検討を進めて来た。

議員定数、報酬の見直しに当

たって、最初に取り組んだ事は、平成22年から始めた村民との「ふれあい懇談会」である。議会基本条例を制定した後に、規則として取り組むのではなく、議会が自主的に取り組み、白川村議会として意義と必要性を検証しながら、今日に至っている。また、会議規則も大幅に見直し、村長の理解も頂きながら定例議会一般質問における、一問一答方式や議員からの再質問の制限回数削減、村長・副村長・教育長には、反問権を付与し、議員の資質向上に努めて来た。そして、平成26年より、年4回の発刊を目標に「議会だより」を発刊した。

村民にとって身近な存在として感じてもらえるような議会を目指し、今日に至っている。

また、殆どの議会では、一人一委員会の所属となっているが、定数8名の白川村議会では、議員を割って出しても議論になりにくい事から、企業誘致対策特別委員会を除き、一つの常任委員会と三つの特別委員会、議会運営委員会に議員全員が所属しており、議員の仕事量も大幅に増している。

最後に、県内の町村議会との比較検討も行った。特に、県内で村として残っているのは、白川村と

東白川村だけであり、人口規模も一番近い事から、東白川村議会への視察研修も行った。以上の検討を踏まえ、議員定数と報酬について案を提示する。

③議員定数、報酬の見直し

議員定数を7人とする。

(現在8人)

議長

月額260,000円

(現在260,000円同額)

副議長

月額200,000円

(現在155,000円)

常任委員会委員長

月額190,000円

(現在155,000円)

広報担当委員長

月額190,000円

(現在145,000円)

(現在は、議会改革特別委員会委員長兼務)

議員

月額180,000円

(現在145,000円)

議員定数は、7人になると県下21町村で、東白川村と並び最下位となる。

長い歴史の中で、議員定数は偶数での変動であったが、奇数にす

ることにより半数に割れた場合、議長採決となり、これまでより議会運営に議長は力を注いで頂く事に繋がる。

議員報酬は、議員・議長共に16番目となる。

議員・副議長が顕著に上がり、議長が据え置きとなった理由は、平成25年の村民ふれあい懇談会での村民の意見を反映させた。特に、強い意見があったのは、議員と議長の格差が大きいという指摘と、議長と副議長の格差も同様に大きいという指摘を鑑みたものである。

白川村の議会費(人件費)の対比は、
29,638,360円(現在)から、
31,689,881円(2,051,521増)
と、財政出動の増加となるが、委員会協議の結果提案するものである。

留意点として、議会人件費の中には、これまでに退職された議員に対する共済会負担金がある。見直し案の議会人件費の中に5,434,756円含まれている。平成23年改選からの議員に将来拠出される事はない。

ふれあい懇談会を終えて

議会改革特別委員会・広報委員会

それぞれご多用の中を、議会とのふれあい懇談会に参加して頂きました皆様、ありがとうございます。今年、白川と平瀬地区の他に白川郷学園PTAの役員の皆様と懇談をさせて頂きました。議会では、頂いたご意見について改善の必要性や、新しく取り入れるべき事案について、下記の行程で議員間協議を行い、村へ提言書として出したいと考えております。



1. 10月の議員懇談会にて、意見の内容を精査すると共に必要な事案については、事例やデータを集める。
2. 議員懇談会において、村へ提言すべき事案となったものについて、総務産業常任委員会(上手英二委員長)で、村の担当課も交え審議する。
3. 総務産業常任委員会において可決された事案は、提言書として纏め来年度の事業で採択されるよう、村長に提出する。
4. 村からの回答(可否に関わらず)を、1月発行の議会だよりに掲載します。

